

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院連携登録医療機関制度

1 独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院連携登録医療機関制度の目的

『独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院連携登録医療機関制度（以下、「連携登録医療機関制度」という。）』は、近隣の医療機関(病院・診療所)と当病院が、相互に連携を深め、それぞれが機能分化し、患者さんに適切な医療を提供するとともに、地域医療の質の向上を目指すことを目的として実施する。

2 連携登録医療機関制度に基づく優先事項

- (1) 連携登録医療機関からの紹介患者に、日時予約、待ち時間解消のための事前診療券発行・カルテ作成等を優先的に行う。
- (2) 連携登録医療機関へ逆紹介を積極的に推進する。
連携登録医療機関基本情報は、当病院の連携医療機関検索システムを使ってデータベース化を行う。
- (3) 連携登録医療機関へは、「連携登録医療機関証」を発行する。
- (4) 当病院掲示板、ホームページ及び発行する各種案内冊子に「連携登録医療機関名」を掲載する。ただし、連携登録医療機関より申し出があれば掲載しない。
- (5) 当病院が発行する広報誌、各種案内冊子及び医師診察日一覧表等を定期的に送付する。
- (6) 当病院が主催する症例検討会、講演会及び研究会への参加の案内を行う。
- (7) 当病院の開放病床・医療機器・図書室などの施設を共同利用することができる。
ただし、開放病床を利用する場合は、別途手続きを必要とする。

3 連携登録医療機関の資格

当病院との医療連携の趣旨に賛同する医療機関

4 登録のための手続き

登録を希望する医療機関は、「独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院連携登録医療

機関届出書」に必要事項を記入し、総合支援センター提出する。

5 登録期間

有効期間は原則 1 年間とし、双方に異議が無い場合には更新する。

6 その他

- (1) 当病院の連携医療機関検索システムに登録する場合の基本情報は、札幌市医師会医療機関情報マップを参考にする。変更事項の申し出には、速やかに対応する。
- (2) 連携登録医療機関制度に関する窓口は、独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院総合支援センターが行う。

施行日令和元年 5 月 1 日